

物品・委託等の電子入札対象案件における紙入札経過措置の終了について

電子入札案件（少額随意契約システムにより処理する契約案件を除く）については、やむを得ない事情がある場合を除き、紙入札を認めないこととしていますが、令和7年4月以降の電子入札移行にかかる事業者の皆様の負担を考慮し、広く紙入札を認める経過措置を設けていました。

移行から一定期間が経過したため、この経過措置について、あらかじめお知らせしていましたが、おり終了します。

1 経過措置期限

経過措置期限

令和8年**8月31日**まで（**開札日**が令和8年**8月31日**までの案件に適用されます）

※公告日（公表日、指名通知日）が令和8年8月31日以前であっても、**開札日**が令和8年9月1日以降の案件には適用されません。

	経過措置適用	公告日(例)	開札日(例)
ケース1	適用される	R8.8.18	R8.8.31
ケース2	<u>適用されない</u>	R8.8.18	R8.9.1

2 経過措置期限後の紙入札

経過措置期限後に、電子入札案件に紙入札での参加が認められるのは、ICカード再取得中、通信環境障害などやむを得ない事情がある場合に限られます。紙入札により参加する場合の手順などの詳細は[横浜市電子入札運用基準（物品・委託等関係）](#)をご参照のうえ、契約担当課にご相談ください。

3 電子入札に必要な事前準備

電子入札により執行される入札（単独随意契約及び少額随意契約システムによる見積書の提出を除く。）に参加するためには、ICカードの購入、デバイス・機器の設定、利用者登録等が必要です。準備がお済みでない場合は、電子入札による入札参加に向けたご準備をお願いします。詳細につきましては、次のページをご参照ください。

[横浜市 ヨコハマ・入札のとびら 電子入札に必要な機器](#)

4 少額随意契約システム

少額随意契約システムを利用した案件について、提出方法の変更はありません。引き続きシステム、電子メール又は紙により見積書を提出することができます。

【お問合せ先】総務局契約部電子入札ヘルプデスク

045-662-7992

開設時間：午前9時から午後5時まで（土・日・祝日・年末年始を除く）